

議案第13号

大府市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

大府市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大府市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（附加給付規定に基づき給付された額を含む。）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を子ども医療費（以下「医療費」という。）として助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（附加給付規定に基づき給付された額を含む。）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を子ども医療費（以下「医療費」という。）として助成する。<u>ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもの通院に係る医療に関する給付が行われた場合においては、医療保険自己負担額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未</u></p>

改正後	改正前
2 略	<p data-bbox="1153 233 2074 328"><u>満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を医療費として助成する。</u></p> <p data-bbox="1131 357 1240 387">2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の大府市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。